

学校感染症と出席停止について

学校感染症（下記参照）と診断された場合は、感染症拡大予防のため学校保健安全法（第 19 条）により学校は出席停止の措置を講ずることとされており、感染症と診断されましたら学校へご連絡願います。この出席停止期間は欠席日数には入りません。

★ 感染症が治癒し、登校する際には、「治癒報告書」「登校許可書」を学校（保健室）に提出して下さい。

（蟻ヶ崎高校HPよりダウンロード）

- * インフルエンザの場合・・・「治癒報告書」 保護者の方が記入。
- * インフルエンザ以外の感染症・・・「登校許可書」 医療機関（主治医）が記入。

（参照） 学校感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止期間の基準
第一種	(*) 下記	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等は除く)	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱したあと 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発心が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	(その他の感染症)	(必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとる事ができる感染症)
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A 型 E 型 肝機能正常化後登校可能 (B 型、C 型は出席停止不要)
	手足口病	発熱や咽頭、口腔の水疱、潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療器は全身状態改善後登校可能
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹のみで全身状態がよければ登校可能
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態がよければ登校可能
感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態が改善されれば登校可能	

(*) 第一種感染症 エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、急性灰白髄炎 (ポリオ)、鳥インフルエンザ (H5N1)